

# 令和6年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	440	障害者が地域のなかで輝いて生きるしくみをつくる
施策	442	障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する
施策の目標	障害者がそれぞれの希望に沿って社会に参加し、社会の一員としての役割を担い、働きがいや生きがいを感じながら、楽しくいきいきと日常生活を送っています。	

## 1 基本計画における成果指標の状況

指標名	福祉施設から一般就労への移行者数									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	22	32	32	32	36	37	38	39	40	41
実績	24	27	24	17	13	11	9			

  

指標名	すみだ障害者就労支援総合センター・就労支援登録者数の離職者数									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25
実績	39	30	32	37	39	35	38			

## 2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
障害者が地域で自立した生活を営むために就労は重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、障害特性に応じた就労支援や多様な就業機会を確保するための施策を展開していく必要がある。	R3	103,325
	R4	105,375
	R5	106,766

## 3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	精神障害を抱える者が地域での社会生活基盤を確保する上で必要な事業である。

## 4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働くインクルーシブな社会の形成に寄与するための施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
障害福祉サービス事業所は、障害者の暮らしを支えるために重要な役割を果たしていることから、引き続き、障害福祉サービス利用者の福祉向上の一助となる施策に取り組んでいく。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果 評価対象年度
1	精神障害者自立支援給付 事業所運営補助事業	104,148	2,554	106,702	38,000	改善・見直しのうえ継続
					34,927	令和5年度
2	障害者による地域緑化推進 事業	2,632	851	3,483	530	改善・見直しのうえ継続
					361	令和5年度
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

# 令和6年度 事務事業評価シート

施 策	442	障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する	部内優先順位
事 業 名	精神障害者自立支援給付事業所運営補助事業		1
目 的	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、経営の安定化を図るとともに、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。		主管課・係（担当）
			保健予防課保健予防係 03-5608-6506
対 象 者	法人が墨田区内に設置し、かつ適正な運営を行っている指定障害福祉サービス事業所		
根拠法令 関連計画	障害者総合支援法 墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金交付要綱 墨田区障害者通所事業所等通所者昼食費助成事業補助金交付要綱 墨田区障害者通所事業所等交通費助成事業補助金交付要綱		
実施基準	都基準	実施方法	直営      人員体制・委託先 常勤1
事業内容	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助する。		
経 過	開始年度	平成19年度	終了予定
	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成19年4月 障害者自立支援法内事業に3箇所移行 平成21年4月 障害者自立支援法内事業に2箇所移行 平成21年10月 障害者自立支援法内事業に1箇所設置 平成22年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設 平成23年4月 障害者自立支援法内事業所に1箇所移行、事業所1箇所設置 平成24年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設 平成25年4月 障害者総合支援法施行 平成26年3月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設 平成30年8月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設 令和2年10月 事業所1箇所廃止 令和3年 4月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設 令和5年 4月 令和5年4月1日以降に新設した事業所に対する補助金を廃止(墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金)		
議会質問 の 状 況	なし		
そ の 他 特 記 事 項	精神障害者が主な利用者である事業所に対する補助を保健予防課で実施している。知的・身体障害者が主な利用者である事業所に対する同様の補助については、障害者福祉課で実施している。		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		度	度	度	度	度	度
予算現額（事業費）		113,737	124,263	103,901	102,753	109,963	114,019
A.決算額（令和6年度は見込み）		99,938	114,574	98,353	102,506	104,148	114,019
財 源	国						
	都	58,881	62,982	55,794	59,905	63,421	66,319
	その他						
一般財源		41,057	51,592	42,559	42,601	40,727	47,700
執行率（%）		87.9%	92.2%	94.7%	99.8%	94.7%	100.0%
B.人コスト				1,759	1,554	2,554	
総事業決算額（A+B）		99,938	114,574	100,112	104,060	106,702	
予算書P（令和6年度）	P161-10	執行実績報告書P（令和5年度）			P98-10		



# 令和6年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金			主管課・係（担当）
根拠法令	墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱			保健予防課保健予防係
補助概要	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助する。			03-5608-6506
目的	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、経営の安定化を図るとともに、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。			
対象	法人が墨田区内に設置し、かつ適正な運営を行っている指定障害福祉サービス事業所			
基準	都基準			
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所</li> <li>・ 基本補助額＋メニュー選択式加算＋第三者評価受審経費</li> </ul>			
経過	開始年度	平成19年度	終了予定	
	<p>平成18年4月 障害者自立支援法施行                  平成19年4月 障害者自立支援法内事業に3箇所移行                  平成21年4月 障害者自立支援法内事業に2箇所移行                  平成21年10月 障害者自立支援法内事業に1箇所設置                  平成22年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設                  平成23年4月 障害者自立支援法内事業所に1箇所移行、事業所1箇所設置                  平成24年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設                  平成25年4月 障害者総合支援法施行                  平成26年3月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設                  平成30年8月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設                  令和2年10月 事業所1箇所廃止                  令和3年4月 障害総合支援法内事業に1箇所増設</p>			
議会質問 の状況	なし			
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） ・ 交付申請 5月15日までに提出 ・ 実績報告 補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、速やかに提出 ・ 墨田区障害者日中活動系推進サービス費の補助金交付については、令和2年10月に1事業所が閉鎖となり、未実施分について返還金が生じた。返還命令を行ったが一部の返還にとどまっている。（令和6年5月末現在、催促継続中） そのため、本事業の都の令和2年度障害者施策推進区市町村包括補助の交付額は、未実施分については含まれていないため、一部一般財源の支出となっている。			

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		67,536	77,940	74,231	58,757	63,421	66,319
決算額（令和6年度は見込み）		58,881	70,100	55,794	55,274	57,952	66,319
財源	国						
	都	58,881	62,982	55,794	55,274	57,952	66,319
	その他						
一般財源		0	7,118	0	0	0	0
執行率（％）		87.2%	89.9%	75.2%	94.1%	91.4%	100.0%

補助金の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	補助金交付事業所数				単 位	所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		10	令和7年度	目標	9	9	9	9
				実績	9	9	9	10
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業所の運営に要する費用の一部を補助することが目的達成のための手段であるため。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	事業所通所者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		39000	令和7年度	目標	28,000	35,000	35,000	36,000
				実績	34,606	38,335	36,124	36,772
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	36,000	37,000	37,000	38,000	38,000	39,000
実績		39,392	38,599	35,492	34,927			
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業の利用者が増加することにより、より多くのサービス利用者の福祉の向上が期待できるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	精神障害者が主な利用者である事業所は、その日の状況により通所者数が不安定であるため、一定の助成がないと事業所運営できない状況がある。事業所の経営の安定化及びサービス利用者の福祉の向上を図るため、事業を継続する必要がある。

課題・問題点
令和5年度に、第三者評価受審年度に当たる事業所が前年の1か所から7か所による増加した。また、令和6年度より障害者等雇用加算が新たに補助対象項目となったことに伴い、予算額が年々増加している。事業所の経営の安定化及び利用者の福祉の向上を図るため、適切な補助事業を実施する必要がある。

# 令和6年度 補助金評価シート

<b>補助金名称</b>	墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金			主管課・係（担当）
<b>根拠法令</b>	墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金交付要綱			保健予防課保健予防係
<b>補助概要</b>	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助する。			03-5608-6506
<b>目的</b>	墨田区内に設置する指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、経営の安定化を図るとともに、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。			
<b>対象</b>	法人が墨田区内に設置し、かつ適正な運営を行っている指定障害福祉サービス事業所			
<b>基準</b>	区独自基準			
<b>補助条件</b>	<p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金の対象事業所であること</li> <li>・ 補助事業を安定的かつ長期的に継続して運営するよう努めること</li> <li>・ 利用者の処遇及び補助事業について、理解と熱意を持って運営すること</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする年度及び過去2年度に、東京都が実施する福祉サービス第三者評価制度による福祉サービス第三者評価（以下「福祉サービス第三者評価」という。）を受審していること。</li> <li>・ 令和6年3月31日までに開設された事業所であること。</li> </ul> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業所が補助事業を行うための建物を賃貸契約により借り上げている場合の賃料実支出額</p>			
<b>経過</b>	開始年度	平成19年度	終了予定	
	<p>平成18年4月 障害者自立支援法施行</p> <p>平成19年4月 障害者自立支援法内事業に3箇所移行</p> <p>平成21年4月 障害者自立支援法内事業に2箇所移行</p> <p>平成21年10月 障害者自立支援法内事業に1箇所設置</p> <p>平成22年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設</p> <p>平成23年4月 障害者自立支援法内事業所に1箇所移行、事業所1箇所設置</p> <p>平成24年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設</p> <p>平成25年4月 障害者総合支援法施行</p> <p>平成26年3月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設</p> <p>平成30年8月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設</p> <p>令和2年10月 事業所1箇所廃止</p> <p>令和3年4月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設</p> <p>令和5年4月 令和5年4月1日以降に新設した事業所に対する補助金を廃止</p>			
<b>議会質問の状況</b>	なし			
<b>その他特記事項</b>	<p>（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）</p> <p>当該補助金は、精神障害者が主な利用者である事業所のみを対象としている。精神障害者が主な利用者である事業所は、賃貸物件で実施していることが多く、安定した運営のためには物件の確保が重要であるため、家賃補助を実施する必要がある。一方で、要綱上補助率が5割の事業所や補助がない株式会社立の事業所との公平性の観点から、今後補助率9割の事業所への補助金のあり方について精査する必要がある。</p>			

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		39,921	41,116	41,994	42,252	42,252	42,252
決算額（令和6年度は見込み）		36,846	38,221	39,467	42,252	42,252	42,252
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		36,846	38,221	39,467	42,252	42,252	42,252
執行率（%）		92.3%	93.0%	94.0%	100.0%	100.0%	100.0%

補助金の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	補助金交付事業所数				単 位	所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		10	令和7年度	目標	9	9	9	9
				実績	9	9	9	10
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9	10	10	10	10	10
		実績	10	9	10	10		
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業所の運営に要する費用の一部を補助することが目的達成のための手段であるため。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	事業所通所者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		39000	令和7年度	目標	28,000	35,000	35,000	36,000
				実績	34,606	38,335	36,124	36,772
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	36,000	37,000	37,000	38,000	38,000	39,000
実績		39,392	38,599	35,492	34,927			
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業の利用者が増加することにより、より多くのサービス利用者の福祉の向上が期待できるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	当該補助金は、精神障害者が主な利用者である事業所のみを対象としている。精神障害者が主な利用者である事業所は、賃貸物件で実施していることが多く、安定した運営のためには物件の確保が重要であるため、家賃補助を実施する必要がある。一方で、要綱上補助率が5割の事業所や補助がない株式会社立の事業所との公平性の観点から、今後補助率9割の事業所への補助金のあり方について精査する必要がある。

課題・問題点
昨年度、事業所にヒアリングした結果、補助金を活用して施設整備をすすめ、利用者のサービスの向上に努める施設があった。一方で、用途が明らかでない事業所もあったため、今年度より補助金の用途について、事業所に報告を求める。

# 令和6年度 補助金評価シート

<b>補助金名称</b>	墨田区障害者通所事業所等通所者昼食費助成事業補助金			主管課・係（担当）
<b>根拠法令</b>	墨田区障害者通所事業所等通所者昼食費助成事業補助金交付要綱			保健予防課保健予防係
<b>補助概要</b>	障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業を実施する社会福祉法人等が、その運営する事業所等の通所者に対し昼食費を助成する場合において、その経費を補助する。			03-5608-6506
<b>目的</b>	障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業を実施する社会福祉法人等が、その運営する事業所等の通所者に対し昼食費を助成する場合において、その経費を補助することにより、通所者の昼食費の負担軽減を図ることを目的とする。			
<b>対象</b>	事業所の通所者に対して昼食費を助成する事業団体			
<b>基準</b>	区独自基準			
<b>補助条件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の通所者に対して昼食費を助成する事業団体</li> <li>・ 補助単価：250円 ※生活保護基準額の改正に伴い令和6年度から変更。令和5年度までは210円</li> </ul>			
<b>経過</b>	開始年度	平成19年度	終了予定	
	<p>平成18年4月 障害者自立支援法施行                      平成19年4月 障害者自立支援法内事業に3箇所移行                      平成21年4月 障害者自立支援法内事業に2箇所移行                      平成21年10月 障害者自立支援法内事業に1箇所設置                      平成22年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設                      平成23年4月 障害者自立支援法内事業所に1箇所移行、事業所1箇所設置                      平成24年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設                      平成25年4月 障害者総合支援法施行                      平成26年3月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設                      平成30年8月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設                      令和2年10月 事業所1箇所廃止                      令和3年4月 障害総合支援法内事業に1箇所増設</p>			
<b>議会質問の状況</b>	なし			
<b>その他特記事項</b>	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） ・ 交付申請 利用月の翌月10日までに提出			

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		5,286	4,391	2,865	4,303	4,303	4,556
決算額（令和6年度は見込み）		3,816	2,293	2,761	3,606	3,580	4,556
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		3,816	2,293	2,761	3,606	3,580	4,556
執行率（%）		72.2%	52.2%	96.4%	83.8%	83.2%	100.0%

補助金の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	補助金交付事業所数				単 位	所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		10	令和7年度	目標	9	9	9	9
				実績	9	9	9	10
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10		
	指標の選定理由及び目標値の理由 事業所の運営に要する費用の一部を補助することが目的達成のための手段であるため。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	事業所通所者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		39000	令和7年度	目標	28,000	35,000	35,000	36,000
				実績	34,606	38,335	36,124	36,772
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	36,000	37,000	37,000	38,000	38,000	39,000
実績		39,392	38,599	35,492	34,927			
指標の選定理由及び目標値の理由 本事業の利用者が増加することにより、より多くのサービス利用者の福祉の向上が期待できるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	総合支援法に基づき行っている事業であり、継続を要する。

課題・問題点
新型コロナウイルス感染症の影響から指定障害福祉サービス事業所を利用する精神障害者の利用者数の予測が困難になっている。事業所の経営の安定化及び利用者の福祉の向上を図るため、適切な補助事業を実施する必要がある。

# 令和6年度 補助金評価シート

補助金名称	墨田区障害者通所事業所等通所者交通費助成事業補助金			主管課・係（担当）
根拠法令	墨田区障害者通所事業所等通所者交通費助成事業補助金交付要綱			保健予防課保健予防係
補助概要	障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業を実施する社会福祉法人等が、その運営する事業所等の通所者に対し、通所に係る交通費を助成する場合において、その経費を補助する。			03-5608-6506
目的	障害福祉サービス並びに地域活動支援センター事業を実施する社会福祉法人等が、その運営する事業所等の通所者に対し、通所に係る交通費を助成する場合において、その経費を補助することにより、通所者の交通費の負担軽減を図ることを目的とする。			
対象	事業所の通所者に対して費を交通費助成する事業団体			
基準	区独自基準			
補助条件	事業所の通所者に対して交通費を助成する事業団体			
経過	開始年度	平成19年度	終了予定	
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成19年4月 障害者自立支援法内事業に3箇所移行 平成21年4月 障害者自立支援法内事業に2箇所移行 平成21年10月 障害者自立支援法内事業に1箇所設置 平成22年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設 平成23年4月 障害者自立支援法内事業所に1箇所移行、事業所1箇所設置 平成24年4月 障害者自立支援法内事業に1箇所増設 平成25年4月 障害者総合支援法施行 平成26年3月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設 平成30年8月 障害者総合支援法内事業に1箇所増設 令和2年10月 事業所1箇所廃止 令和3年4月 障害総合支援法内事業に1箇所増設			
議会質問の状況	なし			
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・交付申請 当該年度の3月15日までに提出			

予算・決算額推移（千円）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額（事業費）		994	815	897	932	892	892
決算額（令和6年度は見込み）		395	297	331	445	350	892
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		395	297	331	445	350	892
執行率（%）		39.7%	36.4%	36.9%	47.7%	39.2%	100.0%

補助金の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 ( 活 動 指 標 )	指 標	補助金交付事業所数				単 位	所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		10	令和7年度	目標	9	9	9	9
				実績	9	9	9	10
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9	10	10	10	10	10
		実績	10	10	10	10		
	指標の選定理由及び目標値の理由 事業所の運営に要する費用の一部を補助することが目的達成のための手段であるため。							
	目 的 に 対 する 指 標 ( 成 果 指 標 )	指 標	事業所通所者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		39000	令和7年度	目標	28,000	35,000	35,000	36,000
				実績	34,606	38,335	36,124	36,772
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	36,000	37,000	37,000	38,000	38,000	39,000
実績		39,392	38,599	35,492	34,927			
指標の選定理由及び目標値の理由 本事業の利用者が増加することにより、より多くのサービス利用者の福祉の向上が期待できるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	総合支援法に基づき行っている事業であり、継続を要する。

課題・問題点
新型コロナウイルス感染症の影響から指定障害福祉サービス事業所を利用する精神障害者の利用者数の予測が困難になっている。事業所の経営の安定化及び利用者の福祉の向上を図るため、適切な補助事業を実施する必要がある。

# 令和6年度 事務事業評価シート

施 策	442	障害者の社会参加を支援し、生きがいを創出する	部内優先順位
事 業 名	障害者による地域緑化推進事業		2
目 的	区内公園の花壇の整備等の業務を障害福祉サービス事業所へ委託することにより、緑の創出・保全を行うとともに、施設利用者の工賃向上に役立てる。		主管課・係（担当）
			保健予防課保健予防係 03(5608)6506
対 象 者	障害福祉サービス事業所		
根拠法令 関連計画	障害者総合支援法		
実施基準	都基準	実施方法	全部委託
		人員体制・委託先	常勤1・委託先:(特)とらいあぐる
事業内容	区内公園の花壇の整備等の業務を障害福祉サービス事業所へ委託する。		
経 過	開始年度	平成22年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度:主に精神障害者を対象とした2事業所で開始。</li> <li>・平成23年度:主に精神障害者を対象とした1事業所で追加開始。</li> <li>・令和6年度:緑化活動実施場所を新たに1施設追加。</li> </ul>		
議会質問 の 状 況	なし		
そ の 他 特 記 事 項	本事業は、東京都の「緑の東京10年プロジェクト」の一事業として実施しているものであり、今後の実施については、東京都の動向により流動的である。また、主に知的・身体障害者を対象とした事業所については、同様の事業を障害者福祉課で行っている。		

予算・決算額推移（単位：千円）		令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
予算現額（事業費）		2,479	2,516	2,654	2,869	2,632	3,218
A.決算額（令和5年度は見込み）		2,479	2,516	2,654	2,869	2,632	3,218
財 源	国						
	都	1,239	1,258	1,327	1,434	1,315	1,608
	その他						
一般財源		1,240	1,258	1,327	1,435	1,317	1,610
執行率（%）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
B.人コスト				1,759	818	851	
総事業決算額（A+B）		2,479	2,516	4,413	3,687	3,483	
予算書P（令和6年度）		P159-27		執行実績報告書P（令和5年		P95-28	

予算・決算の内訳 (単位：千円)								
令和4年度 (決算)			令和5年度 (決算)			令和6年度 (予算)		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
委託料	緑化推進事業委託料	2,869	委託料	緑化推進事業委託料	2,632	委託料	緑化推進事業委託料	3,258

事業の成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	実施事業所数				単位	箇所
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
事業の 成果	(活動指標)	3	R7	目標	3	3	3	3
				実績	3	3	3	3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3		
		指標の選定理由及び目標値の理由 緑化活動を安定的・継続的に実施できていることが確認できる指標の一つである。						
事業の成果	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	事業従事者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
事業の 成果	(成果指標)	550	R7	目標	450	480	490	500
				実績	471	434	424	438
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	500	510	520	530	540	550
		実績	347	348	366	361		
		指標の選定理由及び目標値の理由 賃金向上に向けた活動が確認できる指標の一つである。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	<p>障害者施設にとって、官公需による福祉的就労の場の提供は不可欠であり、当該事業は障害者にとっても継続的に取り組める内容であることから、事業を継続実施する必要がある。</p> <p>また、緑化推進事業への参入を検討している事業所を探り、施設利用者の工賃向上につなげる。</p>

課題・問題点
活動を行う場所(公園等)の確保が必要である。